

2026 年 7 月 23 日（選挙の解説）

一般社団法人社会情報学会 評議員選挙および役員候補者選挙の実施について

評議員選挙管理委員長兼役員候補者選挙管理委員長 中村雅子

一般社団法人社会情報学会定款第 16 条および一般社団法人社会情報学会評議員選挙規則第 2 条の規定により、2026 年 7 月 1 日に評議員選挙の実施を公示しました（【評議員選挙 公示第 3 号】）。同時に、定款第 33 条および役員候補者選挙規則第 4 条の規定により、役員候補者選挙の実施を公示しました（【役員候補者選挙 公示第 3 号】）。

この文章では、定款、評議員選挙規則、役員候補者選挙規則に基づいて、評議員選挙ならびに役員候補者選挙の概要、選挙の要点ならびに手続きについてご紹介いたします。

概要：

一般社団法人社会情報学会の評議員の主な役割は学会の重要な事項を審議して決議することです。

（例：役員の選任・定款の変更・事業計画・予算・事業報告）その他、社員総会の出席が求められます。評議員は、正会員を被選挙人、正会員と団体会員を選挙人として、2 年に一度の選挙で、20 名以上 30 名以内を選出いたします。

また一般社団法人社会情報学会の役員とは、理事および監事のことをいいます。理事は 10 名以上 15 名以内、監事は 2 名以内と規定されていますが、理事候補 10 名および監事候補 1 名はこの役員候補者選挙によって選出し、役員候補者推薦委員会が理事候補 5 名および監事候補 1 名を選考することとなっています。役員候補者選挙は、正会員を被選挙人、正会員と団体会員を選挙人として、2 年に一度実施いたします。

ただし、評議員選挙ならびに役員候補者選挙では、社員総会で会員を除名する決議をする旨の通知を受けている者、社員総会で社員を解任する決議をする旨の通知を受けている評議員ならびに会費を滞納している者には選挙権・被選挙権ともありません。また、生年月日を事務局に明らかにしていない者には役員候補者選挙の被選挙権がありません。さらに、役員候補者選挙においては、役員に就任する事業年度の開始の日において 65 歳を超える者、ならびに役員三選禁止規定の該当者にも被選挙権がありません）。

選挙管理委員会について：

評議員選挙および役員候補者選挙の選挙管理委員として、中村雅子、吉見憲二および上野亮の 3 名が会長から指名されました。直ちに選挙管理委員会を開催して、互選により、委員長に中村雅子（東京都市大学）を選出しました。

選挙管理委員会は、公平な手続きの確保と選挙に必要な情報の提供および開示に努め、もって選挙を適正に行う所存ですので、ご協力をお願いします。

選挙の要点：

前回に引き続き、今回の選挙はオンライン投票となり、いくつかの注意点がございますので、選挙の要点をまとめます。

1. 選挙権について

選挙権は、評議員選挙および役員候補者選挙とも、公示日の正会員および団体会員にあります。ただし、①社員総会で会員を除名する決議をする旨の通知を受けている者、②社員総会で社員を解任する決議をする旨の通知を受けている評議員、③公示日時点で会費を滞納している者には選挙権がありません。①と②に該当する者はありませんが、③に該当する者は選挙人名簿および被選挙人名簿に記載しておりません。

2. 被選挙権について

被選挙権は、評議員選挙および役員候補者選挙とも、公示日の正会員にあります。ただし上記の①、②、③に該当する者および事務局に生年月日を明らかにしていない者には、役員候補者選挙の被選挙権がありません。また役員候補者選挙では、役員候補者選出規則第6条により、2027年4月1日現在で満65歳を超える正会員には、被選挙権がありません。より詳細に説明しますと、1961年4月2日生まれの者は、2027年4月1日で（65歳を超える）66歳となります。したがって1961年4月2日以前の生まれの者は役員候補者選挙の被選挙権がありません。また、役員は三選が禁止されているので（定款第36条の2）、該当者も被選挙権がありません。

3. 評議員選挙への立候補について

評議員選挙に立候補者はありませんでした。

4. 投票について

- 投票開始日である2026年7月23日（木）に、先日確認したメールアドレス宛に投票認証コードをお送りします。同日中に届かない場合は、**迷惑メールフォルダ等を確認した上で**選挙管理委員会（senkyo@ssi.or.jp）までご連絡下さい。
- 投票は、評議員選挙は10名、役員候補者選挙の理事候補選挙は3名、役員候補者選挙の監事候補選挙は1名をそれぞれ被選挙権者のリストの中から選択します。無記名オンライン投票により行います。
- 評議員選挙および役員候補者選挙の理事候補選挙で、選択している人数が10名又は3名に満たないものは有効とします。
- 投票開始は2026年7月23日（木）正午、投票終了は2026年8月5日（水）正午とします。
- 選挙人名簿および被選挙人名簿の公告は投票画面での掲載をもって代えます。

投票用サイトの URL：

<https://area34.smp.ne.jp/area/p/ldsi8lbnjqh7mgmita0/cFUqe5/login.html>

投票認証コード：

2026年7月23日（木）午前中までに個別にお送りします。



5. 開票について

2026年8月6日（木）に、選挙管理委員会が開票を行う予定です。
評議員選挙については、上位30名が当選人です。
役員候補者選挙のうち、理事候補者は上位10名、監事候補者は最上位者が当選人です。
ただし、同点者があるときは選挙規定により優先順位を決定します。また、当選人に辞退の意向があるときは次点者の繰り上げを決定します。

以 上

参考：投票の手続き（各画面での文言は多少変更することがあります）

① 投票用サイトにアクセスした上で、投票認証コードを入力してください。この投票認証コードは個人によって異なるものであり、投票が完了した後はその投票認証コードを利用することはできません。

社会情報学会 2026年度選挙
ログイン認証画面

「投票認証コード」を入力の上、ログインボタンを押してください。
※投票受付期間：2026年7月23日（木）正午～8月5日（水）正午

投票認証コード

ログイン

「選挙の解説」はこちらをご覧ください。

② 投票用サイトにログインできたら、投票のための選択画面が表示されます（下の図の青の網掛け部分に選択のための名簿が表示されます）。評議員は10名まで、理事は3名まで、監事は1名まで投票することができます。現在の投票者数は右の小ボックスに表示されるようになっていきます。なお、被選挙権がない場合は投票欄はありません。該当する区分について人数分の選択が終わりましたら投票できなくなります。投票が終わりましたら、選択画面の下部までスクロールして、「確認ページへ」をクリックしてください。

社会情報学会 2026年度選挙

名前検索

※1 50音順、被選挙権のない候補者は選択することができません。
（事務局が管理している会員名簿に基づいているので、50音順に並んでいない場合があることをご了承ください）
※2 投票数が上限に達すると他を選択できなくなります。
※3 投票内容は、次の確認ページでご確認いただけます。

No	氏名	所属	評議員 ※1人10票まで	理事 ※1人3票まで	監事 ※1票まで
1			☐		
2			☐	☐	☐
3			☐	☐	☐
4			☐	☐	☐
5			☐		

あなたの投票先
選択状況

評議員 0 / 10
理事 0 / 3
監事 0 / 1

- ③ 最終確認の画面がありますので、ご自身が選んだ評議員・理事・監事が表示されているかを確認してください。もし、訂正をする必要があれば、左下に表示される「戻る」をクリックしてください。

社会情報学会 2026年度選挙

まだ投票は完了していません。
内容をご確認の上、投票ボタンを押して下さい。
投票ボタンを押した後は、変更や取消はできません。

評議員

評議員 - 候補者1

評議員 - 候補者2

評議員 - 候補者3

評議員 - 候補者4

評議員 - 候補者5

評議員 - 候補者6

評議員 - 候補者7

評議員 - 候補者8

評議員 - 候補者9

評議員 - 候補者10

理事

理事 - 候補者1

理事 - 候補者2

理事 - 候補者3

監事

監事 - 候補者1

戻る

投票

- ④ 投票をクリックすると、投票は終了です.

社会情報学会 2026年度選挙

投票を受け付けました。

ブラウザを閉じてください。